

平和的生存権と人権としての社会保障



金沢大学教授
いの うえ ひで お
井上英夫

はじめに

核兵器にノー、戦争にノー、そしてその金を、人々のニーズを満たすために使え、というのが、昨年5月の国連 NPT 核不拡散条約再検討会議へ向けてのニューヨーク平和行動のスローガンであった(次頁写真)。すなわち、Basic Human Needs を満たすのが基本的人権 Basic Human Rights に他ならず、その保障のためにこそ国家財政は発動されなければならないということである。

平和的生存権を保障した日本国憲法そして日本の平和運動の正しさとその価値を実感した。また、人権としての社会保障と平和に生きる権利すなわち平和的生存権の意味、すなわち憲法前文、9条そして25条についてより深く問う作業が必要だと痛感した次第である。

原稿執筆中、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震が発生し、大津波さらには原子力発電所事故と、未曾有の大災害となった。筆者は、先のニューヨークでは、9・11テロの現場も訪れた。そして今年3月15日には広島原爆資料館に足を運

んだ。パン・ギムン国連事務総長は、平和集会での講演で長崎、アウシュビッツとチェルノブイリを加えて、人類にとっての平和のためのグラウンド・ゼロとした。

そして昨年3月にはインドネシアのバンダ・アチエの大津波跡を訪問した。名前はもちろん数さえ不明な多くの人々の遺体が葬られた墓地があり、グラウンド・ゼロと呼ばれていた。さらに、一昨年、四川省地震でもっとも被害の大きかった曲山鎮の土石流に埋もれ放棄された姿を目撃した。

そして今、東北、北関東の被災地・福島原発の光景は、まさにこれらグラウンド・ゼロそのものである。日本でこれほど大規模なグラウンド・ゼロが再び出現するとは未だに信じられない思いだが、人類のためにも平和と人権の礎を築く出発点とすべきであろう。

こうして、世界中で、災害のみならず、戦争、原発事故、温暖化、そして過疎・高齢化、さらには地上げ等様々な要因で地域に住み続けられなくなっている。筆者は、2007年3月25日の能登半島地震を契機に「住み続ける権利」を人権として確立することこそ21世紀の課題であると強調してきた。すなわち、自分の生まれ育った地域に住み続

ける、さらにはどこに住むか自ら選び決定できる、その権利が保障されなければならないということである。その人権は、居住・移転の自由（憲法22条）の保障に止まらず、平和的生存権を基底的権利として、環境権、居住権、労働権、教育権等の人権保障、とりわけ所得、医療、福祉サービス等の社会保障権の保障によってこそ実現可能である。

本稿では、これ以上触れられないが、「住み続ける権利」についても是非考えていただきたい（井上「住み続ける権利と高齢者権利条約」『ゆたかなくらし』10年1月号、「補論一住み続ける権利—能登半島地震と四川大地震」金沢大学能登半島地震学術調査部会『安心して住み続けられる地域を創る—金沢大学能登半島地震学術調査部会報告書』10年参照）。

最後に、多くの亡くなられた方々のご冥福^{めいふく}と行方不明の方々のご無事をお祈りします。そして、厳寒の中、避難生活を余儀なくされている被災地の皆様の地域と人間の復興、すなわち住み続ける権利の保障に本誌の読者と共に力を尽くしたいと思っています。

平和的生存権と人権としての 社会保障

日本国憲法前文は、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と、平和的生存権をはっきりうたっている。そして、戦争やテロの「恐怖」から免れるために憲法9条は、戦争、軍備を放棄し、「欠乏」すなわち飢餓や貧困から免れるために人権保障を掲げ、特に25条で生存権、生活権、健康権の保障とその具体化としての社会保障、社会福祉、公衆衛生の向上・増進をうたっている。ここに、広い意味の社会保障が人権としての地位を占めているわけである。

平和的生存権は、現在憲法の保障する基本的人



国連 NPT 再検討会議へ向けてのニューヨーク平和行動のスローガン（2010.5）

権が平和の基盤なしには存立し得ないことからして、すべての基本的人権の基底的権利とされ、自衛隊のイラク派遣（派兵）は憲法違反とされている（名古屋高裁2008年4月17日判決）。また、国民に保障された、具体的権利であり、徴兵拒絶権、良心的兵役拒絶権、軍需労働拒絶権をも保障するものであるとする画期的な判決も出されている（岡山地裁2009年2月24日判決）。

人類は、戦争やテロが欠乏すなわち飢餓や貧困を生みだし、他方、飢餓・貧困こそ戦争の原因となるという歴史をたどってきた。平和的生存権は、こうした歴史に終止符を打とうという人類初の挑戦であり、日本国憲法はまさに世界の先頭を走っている。その意味で、前文、9条と25条、さらに人権の理念としての人間の尊厳を保障する13条は一体であるというべきであろう。まさに、平和があってこそその人権保障、社会保障である。

また、逆に、欠乏＝貧困と生命・生存を奪われる恐怖からの自由こそが平和ということである。そのために人権としての社会保障がある。すなわち社会保障による生活の安定、安心の保障こそが平和に連なるわけである。

平和とは単に戦争、暴力がない（消極的平和）というだけではなくて、人権が十分に保障された状態というべきである。つまり、普段からの日常的なレベルでの人権、とりわけ社会保障の徹底こそが、平和につながるということになる（積極的平和）。

社会保障運動は、平和運動と一体として展開されなければならないし、なにより人権保障運動でなければならない。



人権としての社会保障の意義

基本的人権の保障は、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」（日本国憲法97条）であり、社会保障権は、生存権の一つとして人権としての地位を占めている（同25条）。

社会保障は、権力者や政府によって恩恵として与えられるものではなく、世界の人々の生命をかけたたたかいで勝ち取られてきた。社会保障を必要とする人々の権利であって、それを保障する義務が国や自治体にある。さらに現代では、権利の中でも最高の基本的人権（人権）として保障されている。

1950年、国の設置した社会保障制度審議会は、いわゆる50年勧告において、憲法25条について、「これは国民には生存権があり、国家には生活保障の義務があるという意である。これはわが国も世界の最も新しい民主主義の理念に立つことであって、これにより、旧憲法に比べて国家の責任は著しく重くなったといわねばならぬ。」と言い切った。この理は、現在ますます重要になっている。

立法府や行政府は、これらの人権を保障するための組織であるし、人権保障に反する法律や行政は、司法によって無効とされる（違憲立法審査権・憲法81条、98条1項）。また、人権侵害に対して裁判所に訴える権利そのものが人権として保障されている（憲法32条）。まず、最初に、社会保障は人権である、このことを確認する必要がある。

1 恩恵から法律・契約上の権利、そして人権へ

人権のなかでも、社会保障の権利は恩恵から権利（契約や法律による）へ、そして人権へと発展している。もっとも、国によってその発展の仕方

は異なるのであるが。

恩恵とは、救済や保護をするかしないか、するとしてもその内容は行政や支配者の恣意に委ねられ、与えられないとしても、国民の側は不服を言うことができないというものである。日本の第二次大戦前はまさにこのような時代であった。

「権利」の時代とは、社会保障を受ける権利が契約あるいは法律によって認められることをいう。そして、その実現を求めて、裁判所に訴えることができるということである。

さらに、人権として保障されるということは、人権が保障されない場合や剥奪、侵害されている場合は、国や自治体を相手に裁判を提起でき、憲法違反が認められれば国会の作った法律や行政の行為が無効とされることとなる（違憲立法審査権—憲法81条、98条）。

2 思想から制度（システム）へ

現代社会における人権は、かつての自由民権のような思想に止まらず「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」として憲法を最高規範とし、条約や法律によって制度的に保障されている。立法府、行政府、司法府という国の三権、さらには国、地方自治体そのものも人権保障のための制度に他ならない。

3 裁判を受ける権利と人権保障の発展

人権は保障を待つのみでなく、みずからの「自由獲得の努力」（97条）によって勝ち取るべきものでもある。また、憲法12条は、国民に人権保持のための「不断の努力」を求めている。そのひとつとして必要な場合は裁判に訴えても争うべきであるし、何より先に述べたように、「裁判を受ける権利」が人権として保障されている。

4 誰の権利か—国民の権利から人々の権利へ

日本国憲法の人権保障の規定では、権利主体を「国民」とするのが原則である。これに対し国際人権規約では、「すべての者」を対象とした普遍的人権を保障している。今なお、人権保障とりわけ金、人、物等資源を必要とする社会的経済的文化的権利には「国籍」は、高い障壁となっているが、現代社会における人権は、既に、国の壁を越えて「すべての人」に保障される方向に進んでいる。

5 誰が保障するのか—国の義務と責任

人権保障は、第一義的に、国（地方自治体）が国民ないし人々に保障すべきものである。その意味で、国には人権保障の義務があるし、その義務を果たさなければ賠償等の責任が生じる。確かに、現代社会においては、人権は、個人と個人の関係、特に企業など公ではないが大きな力を持った組織などによっても侵害されている（過労死、雇用差別、性や思想による労働条件差別、思想・信条の自由の侵害等）。さらに、企業などにより保障されている面もある（社会保険、児童手当などにおける企業負担）。また、介護保険制度のように営利企業が介護提供事業者となる場合もあり、人権としての社会保障・介護保障の直接の担い手となり、人権侵害をひき起こす場合も出てきた。

しかし、このような場合でも、人権保障は、直接国が保障することを第一とし、同時に企業や個人に人権侵害や差別をさせないように監督、規制、禁止する最終責任が国にあるということである。

人権としての社会保障の理念、原理、原則

1 人間の尊厳の理念と自己決定・選択の自由及び平等の原理

人権としての社会保障を法律や制度、政策によって現実のものとするためにはその方向性を示す理念（目的）、より具体化した原理、原則が大事である。現代における人権保障の理念は、世界人権宣言前文、日本国憲法13条、24条にも示されているように、人間の尊厳（human dignity）である。この理念は、第二次大戦の悲惨な経験—ナチスドイツの収容所、ヒロシマ、ナガサキが象徴的であるが—への深い反省からうまれたものである。

人間の尊厳の理念は、すべての人が、唯一無二の存在であり、とって代われず、価値において平等であるというところから出発している。しかし、さらに具体化すれば自己決定・選択の自由さらには平等を原理とするといえよう。自己決定とは、自分の生き方、生活の質を自分で決めるということである。しかし、そのためには、いろいろな選択肢が用意されていなければならない。選択の自由が大前提となる。

平等の原理とは、差別されている人々にも他の人と対等に権利が保障されるということである。憲法14条は、法の下での平等を定め、人種、信条、性別、社会的身分、門地などを理由とする不合理な「差別」を禁止している。権利保障のための合理的な「区別」は許されるが、「区別」といっても不合理なものは禁止されるということである。ここに例示されていない事由、例えば年齢や障害を理由とする差別も禁止される。

また、平等の中身も形式的に機会を等しくする平等から、実質的あるいは結果の平等を保障する措置（合理的配慮）が求められる時代になっている。

2 人権としての社会保障の原則

現代では、社会保障は人権として承認されてい

る。したがって、社会保障も人間の尊厳を理念とし、自己決定・選択の自由そして平等を原理とすることになる。そして、この理念、原理を具体化したものとして歴史的に確立されてきたのが、以下のような諸原則である。これら諸原則は、立法、行政の法解釈・適用に貫かれなければならない、司法府の違憲判断の基準ともなるべきものである。この点につき、筆者も参加している福祉国家と基本法研究会が、以下の内容の社会保障憲章・社会保障基本法草案を発表しているのでご覧いただきたい。

<権利性の原則>

①. 社会保障の権利性

社会保障を受ける権利は、国籍のいかんにかかわらず日本に居住するすべての人（以下、すべての人）が有する人権としてあつかわれなければならない。

人権は最高位の権利であり、最高規範たる憲法によって保障される。人権としての保障であれば、第1に、実定法によるその侵害、剥奪に対しても、すべての人は裁判に訴えることによって違憲立法審査権を行使させることができる。人権保障に反する契約、行政、法は無効である。

第2に、人権は、義務の履行と引き換えに保障されるものではない。義務と権利が相関関係にある契約上の権利とは異なり、租税、保険料、利用料負担ができない人も含め、すべての人に尊厳に値する生活が保障されなければならない。人権を保障するのは国および自治体の義務である。

②. 社会保障の権利の無差別・平等性

社会保障を受ける権利は、人種、国籍、宗教、性別、年齢、財産の多寡、職業により差別されず、すべての人に平等に保障されなければならない。

③. 社会保障の権利行使の確実性・簡易性と請求権および争訟権の保障

社会保障の権利を確実に行使するためには、立法の内容、手続等が分かりやすく、また、請求権

と争訟権が十分に保障されなければならない。

④. 情報の保障

十分な権利保障には、十分な情報提供がなされなければならない。国と自治体は広報義務を十分に果たさなければならない。窓口の担当者は、相談者、請求者等にもっともふさわしい情報を教示する義務を負うべきである。

<保障水準に関する原則>

⑤. 被保障者の包括性と普遍主義的給付の原則

「特別の社会的弱者」と考えられた人だけでなく、社会保障を必要とするすべての人が保障対象者とされるべきである。できる限り多くの社会保障給付は、その必要があると判断された場合には、資力調査を行わずに受給できるよう保障されるべきである。

⑥. 保障事故・危険の包括性

疾病、出産、障害、老齢、死亡、子どもや他の扶養家族による経費の増加、労働災害、失業、所得寡少など、すべての「事故」や危険が、社会保障の対象とされるべきである。新たに発生する必要はその都度満たされなければならない。

⑦. 保障水準・内容の必要・十分の原則

すべての人に対し、社会保障は、その必要に対応した現金および現物の給付によって、「人並み」で十分な生活水準と最高水準の健康を保障すべきである。それぞれの給付は、それぞれの給付が想定する必要を十分に充足できるものでなければならない。

⑧. 人間の尊厳と自己決定の尊重

社会保障の給付は、人間の尊厳にたる生活が確保される水準が必要であり、同時に、人間の尊厳に値する手続、自己決定の権利が十分に尊重されなければならない。特に、サービスの質については、社会保障諸制度の運営、運用への参加が保障され、実質的に自由な選択が可能である状態が保障されなければならない。

異なる制度を調整する必要がある場合には、「最高の保護と最も好ましい制度」を基礎とすべ

きである。

<公的責任と制度運営に関する原則>

⑨. 国と地方自治体の責任

社会保障の責任主体は国家及び自治体である。一般に、国は、社会保障を実施するための全国的な最低水準を設定し、かつその実施に伴う財政についてそれを支出する最終的責任を負うべきであり、市町村は、社会保障の運営、実施に携わり、都道府県は、市町村では実施が困難な広域的施設の設置、制度の創設と市町村間の格差是正の責務をもつべきである。

⑩. 社会保障施策の財政上の考慮への優越

社会保障は人権保障であるため、国および地方自治体は財政上の考慮を理由として、その制度を改変したり、あるいは財政上の理由からすべての人の権利を制限剥奪してはならない。

⑪. 社会保障費用の原則

社会保障給付にあたっては、利用料無しとする。保険料・税等については応能負担とすべきであり、負担困難な低所得者については免除措置を法と条例で定めるべきである。

⑫. 非営利原則

医療、介護、保育、障がいを持つ人の福祉サービス等のサービス提供事業は非営利で行わなければならない。

⑬. 民主的管理・運営の原則

社会保障諸制度、組織、機関は民主的に構成され、運営されるべきである。特に、それぞれの社会保障制度の対象となる当事者が、その管理・運営に参加していることが不可欠である。

⑭. 参加の原則

参加の保障は、自己決定の論理的帰結である。自己決定を可能にするためには、政治、行政、司法、社会活動等あらゆる領域、あらゆる段階で、とりわけ政策の策定と決定、実施への参加が保障されなければならない。団体を組織し、行政交渉をはじめとするあらゆる社会保障運動が展開されることも、重要な参加形式として保障されるべき

である。

<企業の責任>

⑮. 企業の社会的責任

企業は雇用している労働者の生活安定と安全に責任をもつことは当然である。

また、企業は社会の支えと恩恵の下でその事業活動をなしている。特に、産業基盤、都市基盤、労働力のプール、人びとの努力で保たれてきた自然環境などの恩恵が重要であろう。企業は、そうした諸要素の維持のためのコストをはらう責務がある。

これらを踏まえ、企業は社会保障の実施に、国及び地方自治体と並んで応分の負担（税、保険料等）をすべきである。

憲法25条をより豊かに一生存権、生活権、健康権の重層的保障へ

以上のような諸原則は、前文、憲法9条の平和的生存権、憲法13条の人間の尊厳、憲法25条、14条、さらに国際人権規約や障害のある人の権利条約等の国連諸条約、ILO条約等から導き出されるものであるが、特に社会保障権に関しては憲法25条をより深化・発展させ、豊かに捉える必要がある。

1 社会権、生存権的基本権の 基底的权利として

憲法25条は、単なる生存権＝「最低限保障」ではないことに、あらためて留意する必要がある。25条の保障する人権は、単に社会保障（社会福祉、公衆衛生）の権利であるばかりでなく、教育権（26条）、労働権（27条）、労働基本権（28条）等、他の社会権ないし生存権的基本権、さらには財産権（29条）も含めた人権の基底的权利といえるであろう。

2 物、人、金の保障とともに自由と独立の保障を

人権の保障は、金、物、人の保障だけで良いわけではない。憲法第25条も「健康で文化的な生活」と言っているわけである。憲法13条の人間の尊厳の保障、すなわち自己決定により自らの生き方、たとえば施設（ホーム）で暮らすか自宅で暮らすかを選択し、決定できなければならない。また、参加により自ら受けるサービスの量・質についても決定できる自由と独立が保障されなければならない。人、物、金が十分保障されることによってこそ自由も保障されるといってもよいであろう。

さらに、社会保障は、社会保障を必要とするすべての人に等しく保障されなければならない。この意味で、憲法13条、14条、憲法25条が一体となって人権としての社会保障の根拠となっているというべきである。

3 生存権、生活権、健康権の重層的保障

憲法第25条を素直に読めば、「生存権」＝最低限度の生活の保障はもちろんのこと、他の人々と対等の十分な生活を保障する生活権、そして、「できる限り最高の健康」を享受する権利としての健康権を重層的に保障しているというべきであろう。生存権と最低限度という言葉のニュアンスから脱却し、より豊かな発想をもって憲法25条にあらたな息吹を注ぎ込む時が来ている。

4 憲法25条＝生活保護＝最低限保障ではない

1項の「健康で文化的な最低限度の生活」という保障基準は、もちろん生活保護において保障されるべき生活の基準であると同時に、国ないし自治体の保障すべき義務の程度を表している。

憲法も明言しているように、最低生活が、動物的生存や「ギリギリの緊急的生存」であってはな

らず「健康で文化的な」水準でなければならないのはもちろんであるが、さらには、国には、「最低限度」の生活を常に引き上げ、向上させ、「十分」な生活、さらには「最高水準」の健康を保障する最低の義務があるということである。2項では、社会保障等の政策について量的、質的な向上・増進義務を課している。

65年前の憲法制定当時の一億総飢餓状態と壊滅した経済状況の時ならば、「生存」の保障でやむを得なかったといえるであろうが、それから、半世紀以上を経て世界屈指の経済力と「豊かさ」を誇る現在の日本においていつまでも「最低限度」の保障に止まっていて良いはずはないであろう。

5 改悪、引き下げ、後退は、憲法25条2項の「向上・増進義務」違反

生存権裁判で問題となっている生活保護の加算廃止を筆頭に年金、医療、介護、福祉等あらゆる分野で社会保障の権利の剥奪、後退が相次いでいる。現代の改悪立法、行政に対しては、憲法25条2項が活用されなければならない。素直に解釈すれば、現在の社会保障改悪・後退の立法や行政はこの25条2項違反となる。仮に、合憲であるというならば、国が財政事情等合理的理由について立証しなければならない。

生活保護の高齢者加算、母子加算廃止はもちろん国民健康保険の保険料滞納者への「制裁措置」、高齢者医療制度、介護保険、障害者自立支援法等についても、向上増進義務違反が問われるべきである。

6 劣等処遇意識の克服—生活保護の基準が高いのではなく賃金が安すぎる

以上のことは、私たちに根強く残る「劣等処遇」意識の克服を迫っている。働けない、働かない人は、働いている人より低水準の生活を甘受しなければならないのであろうか。国際人権規約でも保障水準は十分（adequate）なものとなされ、2006年の「障害のある人の権利条約」でも目指し

ているのは「他の人と対等」の権利の保障である。

所得のある人もない人も人間の尊厳に値する生活が保障されなければならない。生活保護受給者に常かけられる攻撃、「働かないのに贅沢ぜいたくをいような、我慢しろ」、「働かないのにワーキングプアよりも保護基準が高いのはけしからん」は、抜きがたい劣等処遇意識の現れであろう。生活保護基準が高いのではなく、賃金が—とくに非正規労働者の賃金—低すぎるのである。

7 従属から自立、そして独立へ

近年は、特に自立が強調されている。そしてそれは「支援」とセットに使われる。障害者自立支援法はその代表的なものである。

しかし、国際条約等の国際文書で用いられているのはIndependence、独立である。それを日本では自立と訳している。もちろん、自立の本来の意味として経済的、社会的、あるいは精神的自律も含んだ自立であること、日本の障害のある人の運動がその意味での自立生活運動として展開されてきたことは、十分承知している。

ところが、日本の政策で言われるところの自立は、「自助・自己責任」とセットにされ、社会保障や福祉サービスを受けず、つまりお上のやっかいにならないことという意味で使われることが多い。介護保険で自立判定とは介護給付をしないということであり、生活保護で自立（助長）とは、法の本래の趣旨とは異なり、生活保護を受けさせないこと、生活保護を打ち切り、廃止することとして運用されている。

しかし、国際文書の「独立」生活とは、諸種の社会的サービスを十分に受け、諸権利を活用しながら、家族や施設職員、役人に支配されないで自己決定しながら生活していくことである（従属からの脱却）。例えば、1991年の国連の高齢者原則は、18の原則を5つの原理にまとめ、その第一原理として独立を掲げている。

8 支援から保障へ

人権とはそもそも国民、個人が政府に対して要求し、政府によって保障されるものである。したがって、日本国憲法はもちろん「障害のある人の権利条約」等も、国民に権利があり、国（地方自治体も含む）に保障の義務があるとはっきり規定している。まして、個人としての国民は、人権保障の義務はない。他の人の人権を尊重し、差別してはいけないというレベルである。

ところが、最近では、国が保障責任を放棄し、国民に転嫁する（自立自助、自己責任そして家族、地域の相互扶助などの協調）という傾向が立法、行政に顕著である。

代表例が、介護保険法であり、障害者自立支援法である。つまり、介護や福祉等のサービスは、利用者が、契約でサービス提供事業者から買いなさい。その契約上の権利を消費者として上手く、賢く行使しなさい。行使については国や自治体が支援しますよ、と。ただし、直接にサービス提供はしません、民間にやってもらいましょう。サービスが受けられなくても、質が悪くても、行政に責任は無く、それは利用者＝消費者の自己責任ですよというわけである。

社会福祉が、「措置から契約へ」転換され、自己決定・選択できる、権利性も強まると大宣伝された。しかし、これは、「保障から支援へ」、「公的サービスから商品へ」、国民が「権利主体から消費者」になったということである。結局、買える人、契約できる人は選択も自己決定も権利として獲得できるが、「購買力」のない人、契約を結べない人は無権利であり、サービスは受けられない。

改めて、生存権、生活権、健康権にかかわる社会保障・社会福祉は、国や自治体が支援でなく保障する責任がある（公的責任）という原則を貫く必要がある。

9 豊かな歴史観・世界観を

憲法97条は、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」と規定している。

憲法の持つ、過去、現在そして将来を見通した歴史観と一国にとどまらない人類的観点・世界観を一人ひとり共有する必要がある。

10 国際的視点—国際条約の遵守と批准

憲法98条2項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定している。

憲法制定後の、国際的な人権保障、社会保障の発展はめざましいものがある。その意味では、憲法の人権保障の規定は、時代遅れである。しかし、憲法改正は必要なく、豊かに発達、発展した国際条約を批准し、国内法の整備を図れば、十分である。

そのためには、ILOの社会保障関係条約の批准、1966年の国際人規約の留保の撤廃、選択議定書の批准、2006年の「障害のある人の権利条約」の選択議定書を含めた批准、さらには、既に批准した「子どもの権利条約」、「女子差別撤廃条約」に合わせた国内法の整備が必要である。

なお、1999年は国際高齢者年であり、2002年には国連の行動計画も策定されている。残された「高齢者のための権利条約」の採択と批准運動も21世紀の社会保障運動の重要な課題である。

**おわりに—人権保障により、
頑張らなくて良い社会を築く**

人権保障そして社会保障も、その目的は人間の尊厳に値する生活の保障に他ならない。平和的生存権、そして社会保障権をはじめとする人権が保障された社会は、頑張らなくて良い社会ではないだろうか。過労死、自殺、介護殺人、心中等は、頑張りを強要された結果起きた人権侵害である。

頑張れる人は、そこそこ頑張る、頑張れない人は、頑張らなくても人権として尊厳と安心が保障される。生活保護を受けている人も節約して、切りつめて必死に頑張らなくとも良い。そうした社会を築くべきではないであろうか。

金沢弁で「おんぼらーっと、いきまっし」と言う。のんきに、のんびり、ゆるゆるといきましょうということである。

(本稿は、「平和的生存権と人権としての社会保障」『自治と分権』2011年冬号に加筆修正したものである)。

参考文献

- * 井上英夫『患者の言い分と健康権』新日本出版社、2009年。
- * 「社会保障・憲法25条をより豊かに」全国老人福祉問題研究会『ゆたかな暮らし』2010年11月号。
- * 「『固有のニーズ』をもつ人と人権保障」『障害者問題研究』、2004年2月。
- * 「人権保障の発展と『障害のある人』の権利条約」『障害者問題研究』、2006年5月。
- * 『高齢化への人類の挑戦』萌文社、2003年。
- * 渡辺 治『憲法9条と25条 その力と可能性』かもがわ出版、2010年。
- * 福祉国家と基本法研究会「社会保障憲章、社会保障基本法第一次草案」東京社会保障推進協議会 <http://www.tokyo-syahokyo.net/>

いのうえ ひでお 1947年生まれ。金沢大学地域創造学類、人間社会環境研究科教授。専門分野は、社会保障法、福祉政策論、労働法。日本社会保障法学会代表理事、厚労省ハンセン病問題検討会委員長、金沢市障害者施策推進協議会会長等を歴任、現在、全国老人福祉問題研究会会長、高齢期運動基金理事長。障害、病気などにより「固有のニーズ」をもつ人々の人権保障に重点をおいた仕事をしている。編著書：『障害をもつ人々の社会参加と参政権』（法律文化社、2011年）、『患者の言い分と健康権』（新日本出版社、2009年）、『若者の雇用・社会保障』（日本評論社、2008年）、『高齢化への人類の挑戦』（萌文社、2003年）、等多数。